



料金後納

ゆうメール

【差出人・返送先】

佐川急便(株)
奈良営業所

〒639-1101 3-7
奈良県大和郡山田市下三橋町130-1
このお荷物はご依頼人様からお預かりした荷物を当社が差出人となって発送代行しています。



交通事故

賠償金のダブルスタンダード

【保険会社の提示額は裁判所の基準の半分】

あなたが不幸にして交通事故の被害者になってしまった場合、保険会社の提示する示談書にすぐ判子を捺さないで下さい。と言うのも、保険会社の提示する金額(自賠責保険の基準)は、同じ事故でも裁判を起せば支払われる賠償金に比べて遙かに低いからです。

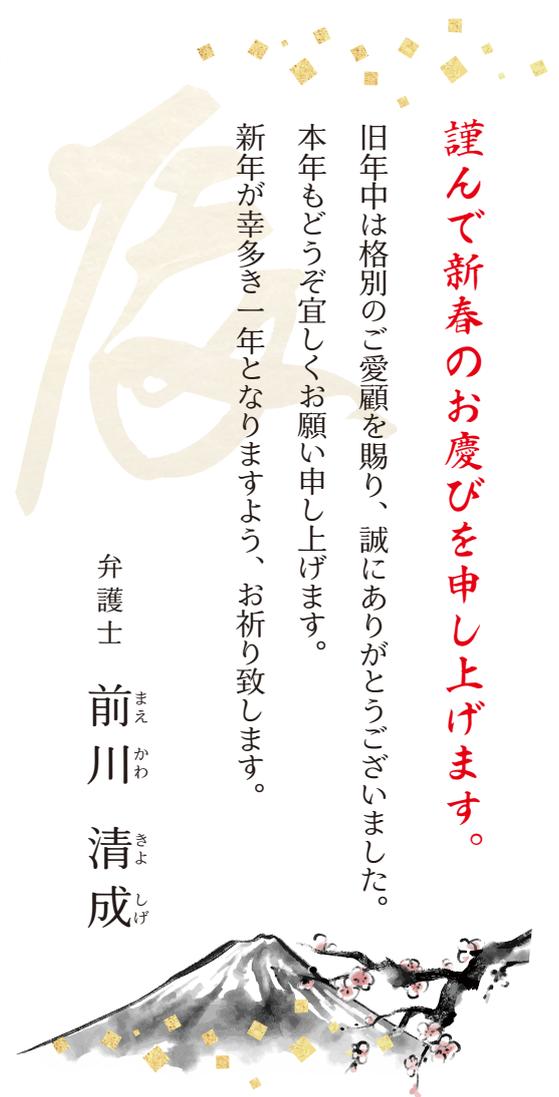
	保険会社の基準	裁判所の基準
両眼を失明した場合の慰謝料	1,150万円	2,800万円
夫が妻と子ども2人を残して死亡した場合の慰謝料	1,350万円	2,800万円

加えて、判決なら認容額(裁判所が認めた額)の10%が弁護士費用として上乘せされ、事故日から3%の利息も支払われます。

裁判を起さなくても、弁護士が代理人として交渉する場合、概ね裁判所の基準に準拠して賠償金が支払われます(弁護士費用と金利はつきません)。

【弁護士費用特約】

交通事故の加害者になった場合のために自動車保険に加入しておられると思いますが、多くの自動車保険では「弁護士費用特約」が付帯されています。その場合、被害者になった場合も、自動車保険から弁護士の相談料や、裁判費用が支払われます。



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。

本年もどうぞ宜しくお願ひ申し上げます。

新年が幸多き一年となりますよう、お祈り致します。

弁護士

前川

清成

前川清成法律事務所のご案内

受付時間は平日午前9時から午後6時までです。
なお、ご相談に先立って、必ず電話でご予約をお願いします。

弁護士費用はホームページに詳しく案内しています。

<https://maekawa-kiyoshige.net/>



重点取扱分野

相続	遺言作成	交通事故
労働	成年後見	離婚
契約	借金、債務整理	企業顧問

前川清成法律事務所 〒630-8115 奈良市大宮町1丁目12番8号

TEL.0742-33-1121 FAX.0742-33-1151 Email:maekawa@maekawa-kiyoshige.net

相続に関する新しいルールがスタートします。

相続登記の義務化

国土交通省の調査によると、いわゆる「所有者不明土地」、すなわち登記簿を見ても誰が所有者か分からなかったり、所有者に連絡がつかない土地が国土の**24パーセント**を占めています。そのうち62パーセントは所有者が亡くなっても、相続登記されていないことが原因です。所有者不明土地が増えると、土地の利活用が阻害されてしまいます。

そこで、**2024年4月1日から、土地や建物の所有者が死亡した場合、誰がその土地や建物を相続するか、3年以内に登記することを義務付ける改正不動産登記法が施行されます**（不動産登記法第76条の2第1項）。したがって、2024年4月1日より前に発生した相続に関しては2027年3月末までに、2024年4月1日以降に発生した相続に関しては、被相続人（土地や建物を所有していた人）が亡くなった時から3年以内に誰がその土地や建物を引き継ぐか登記しなければならず、正当な理由がないにもかかわらず3年以内に登記しなければ10万円以下の「過料」を科されることとなります（不動産登記法第164条）。

被相続人が遺言を残していた場合も、相続人はその遺言によって土地や建物を取得したと知った日から3年以内に登記を申請する必要があります。

遺産分割

相続登記するためには誰が相続するか、相続人が「遺産分割協議」しなければなりません。遺産分割協議にあたっては、被相続人から生前贈与を受けていたとか（**特別受益**と言います）、被相続人を介護していたなどの事情（**寄与分**と言います）が斟酌されますが、**相続開始後10年が経過した後の遺産分割では特別受益や寄与分を斟酌せずに法定相続分通りにしか分割できなくなる**改正民法（民法第904条の3）が2023年4月1日から施行されています。2023年4月1日より前に発生した相続に関してもこのルールが適用されますが、5年間の猶予期間が設けられました（改正附則第3条）。

相続土地国庫帰属制度

「**負動産**」という言葉で表現されるように、相続したものの、放置されたままの農地や山林、遠方にあるため管理ができない土地（例えば東京に住む子が親の残した島根県の土地を相続した場合）については、

将来的には管理が行き届かず、所有者不明土地になるおそれ大きいと言えます。そこで、**相続した土地について国に引き取ってもらえる制度**が2023年4月27日からスタートしました。

「相続放棄」であれば、被相続人の遺産を一切引き継ぐことができませんが、「相続土地国庫帰属制度」を利用すれば、被相続人の遺産のうち預貯金や都市部の土地は引き継ぎ、遠方の農地や山林（要らない土地）だけ国に引き取ってもらうことも可能です。但し、建物があったり、他人による利用が予定されている土地、有害物質で汚染されている土地、崖、境界や権利関係に争いのある土地などは国は引き取りません（相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第2条第3項）。したがって、建物のある土地であれば、所有者は建物を取り壊した後、国へ引き取りを申請します。また引き取ってもらう際、10年分の管理費に相当する負担金を納付しなければなりません（同法第10条第1項）。

ねずみ算

戦前の長男だけが相続する単独相続とは異なり、現行民法は配偶者と全ての子、子がいなければ父母や、祖父母、父母や祖父母がいなければ兄弟姉妹が相続する「共同相続」です。したがって、遺産分割をしないまま相続が繰り返されると、共有者がねずみ算式に増えます。資産をお持ちの方は遺言の作成など「終活」も検討する必要があるかと思います。

相続をもっと知りたい方

相続に関して詳しくお知りになりたい方は、是非、私がかきました「ここが知りたい! Q&A相続入門」（民事法研究会）をご一読下さい。

Amazonや書店でもお買い求め頂けますが、直接前川清成法律事務所へお申し込み頂きますと、定価1,540円のところ、**著者特別割引にて1,078円でお買い求め頂けます。**

